

手数料の額の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第1章 総務（第1条・第2条）

第2章 建設（第3条—第5条）

第3章 教育環境（第6条）

附則

第1章 総務

（春日部市手数料条例の一部改正）

第1条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料			別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手数料	1件につき <u>300円</u> （春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）第2条第2号に規定する民間端末機により印鑑登録証明書の交付を受ける場合については、1件につき <u>200円</u> ）	春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手数料	1件につき <u>200円</u>
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定	非課税証明手数料 課税証明手数料	1件につき <u>300円</u> （春日部市住民基本台帳カードの利用に関する	地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定	非課税証明手数料 課税証明手数料	1件につき <u>200円</u>

による徴収金に関する事項に係る証明書の交付	納税証明手数料 その他市税に関する証明手数料	<u>条例第2条第2号に規定する民間端末機により非課税証明書、課税証明書又は納税証明書の交付を受ける場合に</u> <u>ついては、1件につき 200円)</u>
-----------------------	---------------------------	--

地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳及び名寄帳の閲覧	閲覧手数料	1件につき <u>300円</u>
-----------------------------------	-------	-------------------

地方税法第382条の3の規定による固定資産課税台帳に記載されている事項に係る証明書の交付	土地公課証明手数料 家屋公課証明手数料 土地公租公課証明手数料 家屋公租公課証明手数料 土地評価証明手数料 家屋評価証明手数料 土地所有証明手数料 家屋所有証明手数料 土地台帳記載事項証明手数料 家屋台帳	1件につき <u>300円</u>
--	---	-------------------

による徴収金に関する事項に係る証明書の交付	納税証明手数料 その他市税に関する証明手数料	
-----------------------	---------------------------	--

地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳及び名寄帳の閲覧	閲覧手数料	1件につき <u>200円</u>
-----------------------------------	-------	-------------------

地方税法第382条の3の規定による固定資産課税台帳に記載されている事項に係る証明書の交付	土地公課証明手数料 家屋公課証明手数料 土地公租公課証明手数料 家屋公租公課証明手数料 土地評価証明手数料 家屋評価証明手数料 土地所有証明手数料 家屋所有証明手数料 土地台帳記載事項証明手数料 家屋台帳	1件につき <u>200円</u>
--	---	-------------------

	記載事項 証明手数料	
(略)	(略)	(略)
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による閲覧	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	1人につき <u>300円</u> 1冊につき <u>3,000円</u>
住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項及び第2項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票又は戸籍の附票の写しの交付	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき <u>300円</u> （春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する民間端末機により住民票の写しの交付を受ける場合については、1件につき <u>200円</u> ）
住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1件につき <u>300円</u>
(略)	(略)	(略)
行政不服審査法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による提出書類等又は同法第78条第1項の規定による主張書面等（以下この項において「書面等」という。）の写し等の交付	行政不服審査制度写し等交付手数料	1 (1) 白黒用紙1枚につき <u>20円</u> (2) カラー用紙1枚につき <u>40円</u> 2 (1) 白黒用紙1枚につき <u>20円</u> (2) カラー用紙1枚につき <u>40円</u>

	記載事項 証明手数料	
(略)	(略)	(略)
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による閲覧	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	1人につき <u>100円</u> 1冊につき <u>2,000円</u>
住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項及び第2項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票又は戸籍の附票の写しの交付	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき <u>200円</u>
住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1件につき <u>200円</u>
(略)	(略)	(略)
行政不服審査法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による提出書類等又は同法第78条第1項の規定による主張書面等（以下この項において「書面等」という。）の写し等の交付	行政不服審査制度写し等交付手数料	1 (1) 白黒用紙1枚につき <u>10円</u> (2) カラー用紙1枚につき <u>20円</u> 2 (1) 白黒用紙1枚につき <u>10円</u> (2) カラー用紙1枚につき <u>20円</u>

※ 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番又は A 列 4 番とする。

2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。

※ 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番又は A 列 4 番とする。

2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。

別表第 4 (第 2 条関係)

公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
市税に関する証明	受理証明	1 件につき <u>300円</u>
事業に関する証明	法人事業届出済証明 個人事業開業届出済証明	1 件につき <u>300円</u>
納税管理人に関する証明	納税管理人に関する証明	1 件につき <u>300円</u>
(略)	(略)	(略)
公簿、公文書及び図面に関する証明	埋・火葬に関する証明 身分に関する証明	1 件につき <u>300円</u>
公簿及び図面の閲覧	閲覧(閲覧台帳・公図)	1 件につき <u>300円</u>
公簿及び図面の写し	課税台帳の写し 名寄帳の写し 公図の写し (略)	1 件につき <u>300円</u> (略)
その他の諸証明		1 件につき <u>300円</u>

別表第 4 (第 2 条関係)

公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
市税に関する証明	受理証明	1 件につき <u>200円</u>
事業に関する証明	法人事業届出済証明 個人事業開業届出済証明	1 件につき <u>200円</u>
納税管理人に関する証明	納税管理人に関する証明	1 件につき <u>200円</u>
(略)	(略)	(略)
公簿、公文書及び図面に関する証明	埋・火葬に関する証明 身分に関する証明	1 件につき <u>200円</u>
公簿及び図面の閲覧	閲覧(閲覧台帳・公図)	1 件につき <u>200円</u>
公簿及び図面の写し	課税台帳の写し 名寄帳の写し 公図の写し (略)	1 件につき <u>200円</u> (略)
その他の諸証明		1 件につき <u>200円</u>

(春日部市自転車放置防止条例の一部改正)

第2条 春日部市自転車放置防止条例（平成17年条例第149号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第12条 市長は、第10条第1項の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車の利用者等から撤去に要した費用として1台につき<u>2,000円</u>を徴収することができる。ただし、当該自転車の利用者等が自転車の撤去日前において警察署長に盗難届を提出しているときは、この限りでない。</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第12条 市長は、第10条第1項の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車の利用者等から撤去に要した費用として1台につき<u>1,000円</u>を徴収することができる。ただし、当該自転車の利用者等が自転車の撤去日前において警察署長に盗難届を提出しているときは、この限りでない。</p>

第2章 建設

(春日部市手数料条例の一部改正)

第3条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第4（第2条関係） 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料			別表第4（第2条関係） 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
公簿、公文書及び図面に関する証明	境界確認証明 道路幅員証明 市街化区域・市街化調整区域・既成市街地外の証明 納税猶予の特例適用の農地等該当証明 都市営農農地等該当証明	1件につき <u>300円</u>	公簿、公文書及び図面に関する証明	境界確認証明 道路幅員証明 市街化区域・市街化調整区域・既成市街地外の証明 納税猶予の特例適用の農地等該当証明 都市営農農地等該当証明	1件につき <u>200円</u>

	明 計画的宅地 化等の証明			明 計画的宅地 化等の証明	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公簿及び図面の 写し	道路台帳の 写し 官民境界に 関する資料 の写し 公共下水道 台帳の写し 水道台帳の 写し	1 件につき <u>300円</u>	公簿及び図面の 写し	道路台帳の 写し 官民境界に 関する資料 の写し 公共下水道 台帳の写し 水道台帳の 写し	1 件につき <u>200円</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)

(春日部市下水道条例の一部改正)

第4条 春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(手数料) 第39条 (1) 指定排水設備工事店指定手数料 1 件につき <u>20,000円</u> (2) 指定排水設備工事店継続指定手数料 1 件につき <u>7,500円</u> (3) 排水設備工事責任技術者登録手数料 1 件につき <u>15,000円</u> (4) 排水設備工事責任技術者継続登録手数料 1 件につき <u>4,500円</u>	(手数料) 第39条 (1) 指定排水設備工事店指定手数料 1 件につき <u>15,000円</u> (2) 指定排水設備工事店継続指定手数料 1 件につき <u>5,000円</u> (3) 排水設備工事責任技術者登録手数料 1 件につき <u>10,000円</u> (4) 排水設備工事責任技術者継続登録手数料 1 件につき <u>3,000円</u>

(春日部市水道事業給水条例の一部改正)

第5条 春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(手数料) 第32条 (3) 第8条第2項の設計審査（材料の確認を	(手数料) 第32条 (3) 第8条第2項の設計審査（材料の確認を

含む。) をする場合 1 件につき <u>1,500円</u>	含む。) をする場合 1 件につき <u>1,000円</u>
(4) 第8条第2項の工事の検査をする場合 1 件につき <u>3,000円</u>	(4) 第8条第2項の工事の検査をする場合 1 件につき <u>2,000円</u>
(5) 第35条第2項の確認をする場合 1 件に つき <u>4,500円</u>	(5) 第35条第2項の確認をする場合 1 件に つき <u>3,000円</u>
(6) 諸証明をする場合 1 件につき <u>300円</u>	(6) 諸証明をする場合 1 件につき <u>200円</u>

第3章 教育環境

(春日部市手数料条例の一部改正)

第6条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第4(第2条関係) 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料			別表第4(第2条関係) 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
公簿、公文書及び図面に関する証明	農用地区域の除外証明 農業用施設用地の証明 農用地区域内の証明 農家証明 耕作証明 受理・許可済証明 交付証明 現況確認証明 小作地証明	1 件につき <u>300円</u>	公簿、公文書及び図面に関する証明	農用地区域の除外証明 農業用施設用地の証明 農用地区域内の証明 農家証明 耕作証明 受理・許可済証明 交付証明 現況確認証明 小作地証明	1 件につき <u>200円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条、第3条及び第6条の規定による改正後の春日部市手数料条例の規定、第4条の規定による改正後の春日部市下水道条例の規定並びに第5条の規定による改正後の春日部市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の春日部市自転車放置防止条例の規定は、この条例の施行の日以後に撤去した自転車に係る手数料から適用し、同日前に撤去した自転車に係る手数料については、なお従前の例による。